

「森友」公文書

開示が原則、徹底せよ

行政の意思決定を検証できるよう、文書を作成・保存される。主権者たる国民への説明義務を全うさせ、公正で民主的な行政につなげる。公文書管理法と情報公開法は、この理念と目的をうたう。

その上で、情報公開法は行政機関に対し、国民の開示請求に応じる義務を課している。例外規定はあるが、原則はあくまで開示だ。改めて徹底しなければならない。

森友学園問題で、財務省による公文書の不開示決定を追認する判決を、大阪地裁が言い渡した。文書改ざんを強いられ自死した元近畿財務局員赤木俊夫さんの妻、雅子さんが、財務省が検察当局に提出した一切の文書の開示を財務省に請求し、「拒まれた」と受けた裁判である。

情報公開法は、不開示が認められる例として、公に対する請求を丸のみする「認諾」を

障を及ぼす恐れがある場合をあげ、行政機関に一定の裁量を認めている。判決は「検査手法や対象の範囲、関心事項が推知されるおそれがないとはいえない」とし、裁量権の逸脱や乱用はないとした。

疑問を禁じ得ない。原告が開示を求めたのは検査当局が作った供述調査などではなく、財務省の行政文書であり、そもそも広く公開されるべきものだ。弁護団がこう指摘し、判決を「行政の裁量を広範に認め、情報公開制度の趣旨を理解していない」と批判したのもうなずける。

忘れてならないのは、政府これが「原則は公開」を思い起しうべきであることだ。

森友問題では、財務省を中心、「隠蔽」というほかない対応が繰り返されてきた。雅子さんが夫の死を受けて国に再発防止につながる。関連文書の公開が不可欠だ。それ

し、裁判自体が終結。その過程で、俊夫さんが生前にまとめていた「赤木ファイル」が開示されたものの、裁判所に促されたことだった。

雅子さんは別の、大学教授による関連文書の開示請求に対しても財務省の不開示が目立ち、これを違法とする判断が複数の裁判で出ている。

森友問題には、なお多くのなぞが残る。なぜ鑑定価格から8億円も値引きして国有地が売却されたのか。安倍元首相の国会での発言後に始まりた文書改ざんでは、財務省調査で「方向性を決定づけた」とされた佐川宣寿・元財務省理財局長以外にも深くかかわった人物がいなかつたのか。

全容を明らかにしてこそ、情報公開法は、不開示が認められる例として、公に対する請求を丸のみする「認諾」を